

令和4年第2回（2月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和4年2月9日(水)
開会 9時59分 閉会 10時31分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館2階研修室1・2

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

| | |
|-------|-------|
| 賀部 正直 | 井上 幸子 |
| 奥家 信弘 | 高原 孝幸 |
| 菊 啓治 | 山本 学美 |
| 山本 幸雄 | 奥田 健一 |
| 高橋 初美 | 若山 清敏 |
| 太田 克弘 | 重吉 信之 |
| 横川 信友 | 堤 久英 |

欠席委員の氏名

—

農地利用最適化推進委員2名出席(定数2名) 井上 福美 堤 實

4. 付議事項

議案

- ・議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
- ・議案第4号 令和4年度吉富町耕耘料等利用料の承認について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 軍神 宏充、田川 慎一郎

6. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年第2回（2月）総会を開催いたします。</p> <p>本日は、全委員出席しておりますので、推進委員を含め、16名での開催となります。</p> <p>開会に先立ちまして、賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 賀部会長 | <p>あらためまして、委員の皆さんおはようございます。</p> <p>未だにコロナウイルス感染症が収まりませんが、みなさん体調管理を十分に行っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから令和4年第2回（2月）の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人に井上幸子委員、高原孝幸委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第3号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>1 ページをご覧ください。（P 1 議案朗読）</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の案になります。こちらは平成18年につくられたもので、農業経営基盤強化促進法に基づいて県、市町村ごとに定められたものです。安心して農地を貸せる仕組み（利用権）や認定農業者を明確にして認定、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する今後の農業の基本的な方向について示すもので、概ね5年ごとに県が見直しを行っており、今回県が見直しを行ったことにより、現行の基本方針を変更するものです。今回変更するにあたり、農業委員会からの承認が必要となります。</p> <p>3 ページから35 ページが変更案36 ページから62 ページが新旧対照表になります。</p> <p>主な変更点については、2 ページをご覧ください。主に4点変更となっています。まず1つ目に認定農業者の認定に伴う年間所得の変更です。</p> <p>37 ページをご覧ください。左側が変更後、右側が変更前となります。変更箇所は赤色にしております。37 ページの2が認定農業者を認定または更新する際の基準とする年間所得や年間労働時間を示しています。認定農業者に認定する場合には、まず5年後の目標とする経営改善計画を作ってください、県または町で</p> |

認定をします。その基準となるものが今回の基本構想となります。以前までは5年後の目標とする年間所得が410万だったところを390万と緩和されております。390万円の根拠としましては、目標とする年間所得の令和元年度の福岡県の平均総支給賃金額が約390万円とのことで変更しております。

続いての変更点2は、名称の変更になります。38ページです。平成28年4月1日の農地法改正により、「農業法人」からの農地所有適格法人に名称が変更となっておりますので、変更しております。法人が経営を発展させやすくするために要件を見直したものです。

続いての変更点3. 農地利用集積円滑化事業を削除しております。

令和2年4月1日に農地バンク法が改正され、貸手借手の支援事業として、今まで農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業があり、それぞれ、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構が農家さん仲介役として農地の貸し借りをする事業があったのですが、農地利用集積円滑化団体が廃止したことにより、中間管理機構に一本化されております。

続いて、変更点4 営農類型ごとの指標が変更しております。39ページからになります。

平成28年に福岡県で基本構想の見直しがあり、どの市町村も同じような営農類型で指針をつくりました。今回5年たち再度見直しをすることで、町に合った営農類型に見直しました。吉富町に見合った作物や土地柄的に難しい作物は、加筆修正がされております。作成に当たっては、関係機関、農協などと協議し、変更しております。

続いて、51ページは、目標年度が平成35年から、令和10年になっています。

現在令和4年に施工され、概ね5年ということで、令和10年度を目標年にしています。

52ページ以降は、先ほどの名称変更や細かな言い回しの変更となっております。

今後の流れですが、今回農業委員会で承認をいただきましたら、町の農業関係の最上位機関である経営生産対策推進会議で農業委員会と農協2団体から答申いたしまして、町として承認いたします。その後今回の変更案・新旧対照表を県へ進達し、県からの同意を得た後、町で公告いたします。公告した日から、今回の基本構想が施行されることとなります。以上です。

賀部会長

ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

| | |
|------|---|
| 各委員 | (質疑なし) |
| 賀部会長 | それでは、議案第3号について承認することにご異議ございませんか。 |
| 各委員 | (異議なし) |
| 賀部会長 | それでは、議案第3号について承認することとします。 続きまして、議案第4号「令和4年度吉富町耕耘料等利用料の承認について」です。 事務局より説明お願いいたします。 |
| 事務局 | 63ページをご覧ください。(P63朗読) 64ページをご覧ください。 1月26日に開催しました「吉富町耕耘料等利用料協議会」において協議会の委員さんに内容を十分に精査していただきまして「令和4年度案」となっております。 表の右側が令和3年度の利用料、左側が令和4年度の利用料(案)となっております。協議を行った結果、変更点としましては、赤色にしています。昨年の耕耘料等利用料協議会の際にドローンを追加してはどうかとの案をいただいておりますので、今回追加しております。金額については近隣市町村の耕耘料を参考にしているのと、現在ドローンを所有している農家さんからの意見をいただき3,000円としております。また、防除の内容が散布料のみで記載されており、薬剤は含まれておりませんので、※1を追加しました。発注者とのトラブル防止のために薬剤は別途料金という項目を下記の※1として追加しました。その他は例年と変わっておりません。 本日、この案でご承認をいただきましたら、今月中に農家回覧をし、3月の町の広報とホームページに掲載して周知する予定です。 以上で説明を終わります。 |
| 賀部会長 | 事務局より説明がありました。 ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。 |
| 各委員 | (質疑なし) |
| 賀部会長 | それでは、議案第4号について承認することにご異議ございま |

| | |
|------|---|
| 各委員 | <p>せんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 賀部会長 | <p>それでは、議案第4号について承認することとします。 次に「その他」となっています。 はじめに、事務局から報告がありますので、お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>65ページをご覧ください。</p> <p>「令和4年度農業委員会開催予定日」です。農業委員会の総会は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により、公開することとなっていますので、開催日を周知するため、年間計画を決定するものです。</p> <p>「毎月25日が申請の締め切り、翌月10日に総会」を基本とし、25日が休日の場合は締め切りを休日明けに、総会は、会場となるフォーユー会館休館日の月曜日をはずし、10日前後で予定日を組んでいます。</p> <p>欠席が多数想定される場合や、その他必要に応じて、随時、日程は変更いたしますので、あくまで開催予定日、計画として、この日程とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>もう一点、66ページをご覧ください。</p> <p>多面的機能支払交付金について皆さんにご紹介をさせていただきます。普段、皆さんが行っている草刈りや泥上げを助成する制度になります。</p> <p>主に3つ事業があり、「農地維持支払」と「資源向上支払」があります。「農地維持支払」は具体的には、水路や農道、ため池の草刈りや泥上げ、点検に対する交付金です。</p> <p>「資源向上支払」は、水路のひび割れや農道の劣化したところの部分的な修繕があります。また、「資源向上支払」の中にも2つ分けられまして、「長寿命化」があり、外注に頼むような施設の更新、ダンパーの修繕にも活用できます。多面的交付金の構成は以上です。</p> <p>続いて事業行う上での実施主体ですが、活動団体を作る必要があります。農業者で構成される活動組織だけでなく、地域住民も含めた方での構成で実施できます。普段皆さんがおこなってきた草刈り作業を日当という形で活動団体に交付金が支払われます。</p> <p>金額についてです。まず、対象になるのはあくまで、農用地になり、活動組織が取り組む農振農用地区域内の農用地の面積、一反あたりで計算されます。「農地維持支払」の取り組みでは「田」3000円「畑」2,400円、「資源向上支払」では「田」2,400円「畑」</p> |

| | |
|---|--|
| <p>賀部会長</p> | <p>1,440円、長寿命化「田」4,400円「畑」2,000円となります。取り組む農用地の面積に単価をかけて、その金額が団体の活動費となります。</p> <p>農業者の方だけでは管理が難しかったり、水路の清掃も困難になってきたりと地域の問題の解決にもつながる良い制度ではないかと思います。今後、要望があれば、活動組織の規約や役員などルールを作っていただいたり準備に時間が必要ですが、サポートしていきたいと思います。以上です。</p> <p>事務局からは以上です。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>(質疑等なし)</p> |
| <p>賀部会長</p> | <p>ほかに、何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>以上で本日の議事はすべて終了しました。次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。</p> |
| <p>各委員</p> | <p>(異議なし)</p> |
| <p>賀部会長</p> | <p>それでは、次回は3月9日(水)10:00からとします。</p> <p>これをもちまして、令和4年第2回(2月)総会を閉会します。</p> <p>皆さま、お疲れ様でした。</p> |
| <p style="text-align: right;">10時31分 閉会</p> | |